

# 令和7年労働災害動向調査

## (総合事業調査)



【表1】労働不能程度区分

死亡	労働災害のため死亡したものです。即死の場合だけではなく、負傷又は業務上の疾病が直接の原因で死亡したものも含みます。
① 永久全労働不能	労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表（下の表2参照。以下同じ）の第1級～第3級に該当する障害を残すものとです。
② 永久一部労働不能	労働災害の結果、身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すものとで、次のa、bに該当するものをいいます。 a 身体の一部を完全にそうち失したもの b 身体の一部の機能を永久に喪失したものです
③～⑥ 一時労働不能	労働災害の結果、災害発生の翌日以降、少なくとも1日以上は負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると、身体の一部または身体の一部の機能をそうち失せずに治ゆして、身体障害等級表の第1級～第14級に該当する障害を残さないものをいいます。

【表2】身体障害等級表

第7級	第11級
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
2の2 一眼の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
3 そしゃく及び言語の機能を廃したもの	3の2 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	3の3 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4 一眼の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
5 削除	5 せき柱に変形を残すもの
6 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	6 一手の示指、中指又は環指を失ったもの
7 両上肢の用を全廃したもの	7 削除
8 両下肢をひざ関節以上で失ったもの	8 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃したもの
9 両下肢の用を全廃したもの	9 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
第2級	第12級
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの
2 両眼の視力が0.02以下になったもの	2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの
2の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
2の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	4 一眼の耳かくの大部分を欠損したもの
3 両上肢を手関節以上で失ったもの	5 頸骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの
4 両下肢を足関節以上で失ったもの	6 一上肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
第3級	7 一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	8 長管骨に変形を残すもの
2 そしゃく又は言語の機能を廃したもの	8の2 一手の小指を失ったもの
3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	9 一手の示指、中指又は環指の用を廃したもの
4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	10 一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの
5 両手の手指の全部を失ったもの	11 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃したもの
第4級	12 局部にがんじん状の神経症状を残すもの
1 両眼の視力が0.06以下になったもの	13 削除
2 そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの	14 外貌に醜状を残すもの
3 両耳の聴力を全く失ったもの	15 第13級
4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの	1 両眼の視力が0.6以下になったもの
5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの	2 一眼の視力が0.06以下になったもの
6 両手の手指の全部の用を廃したもの	3 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの
7 両足をリストラン関節以上で失ったもの	4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
第5級	5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの
1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	6 そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの
1の2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまづけはげを残すもの
1の3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	6の2 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
2 一上肢を手関節以上で失ったもの	3の2 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの
3 一下肢を足関節以上で失ったもの	3の3 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの
4 一上肢の用を全廃したものの	4 一手の小指の用を廃したもの
5 一下肢の用を全廃したものの	5 一手の母指の指骨の一部を失ったもの
6 両足の足指の全部を失ったもの	6の3 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができ難である程度になったもの
第6級	3の2 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
1 両眼の視力が0.1以下になったもの	6の3 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
2 そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの	6 削除
3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	7 削除
3の2 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの	8 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの
4 せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの	9 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したものの
5 一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの	8の2 一足の第一の足指を1センチメートル以上短縮したもの
6 一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したものの	9 一足の第三の足指以下の二足指を失ったもの
7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの	10 一足の第二の足指を含み二の足指を失ったもの
備考	10 一足の第一の足指を含み二の足指を失ったもの
1 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。	11 一足の足指の全部の用を廃したものの
2 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいう。	11の2 外貌に相当程度の醜状を残すもの
3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中指指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいう。	12 生殖器に著しい障害を残すもの
4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいう。	13 正面視で複視を残すもの
5 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中指指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいう。	14 正面視で複視を残すもの

## 調査票記入要領

必ずお読みください

- 労働災害動向調査は、労働災害（業務上の災害）の発生状況を調べ、労働災害を防止するための資料とすることを目的としています。ご回答いただいた内容は、統計調査以外の目的に使用することはありませんので、本誌中面の記入要領をご参照のうえ、事実をありのままご回答ください。
- 労働災害動向調査における「労働災害」は、労働者が業務遂行中に業務に起因して受けた負傷、疾病および死亡をいいます。ただし、業務上の疾病であっても、遅発性のもの（例：じん肺、鉛中毒症、振動障害など相当期間経過後に発症するもの）、食中毒および感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）は除きます。また、通勤途上の負傷、疾病および死亡（いわゆる通勤災害）も労働災害から除きます。
- 労働災害動向調査は「政府統計オンライン調査総合窓口」を利用してオンラインで回答することができます。回答作業が簡素化できますので、ぜひご利用ください。

調査対象期間 ・・・ 令和7年1月～12月  
提出期日 ・・・ 令和8年1月20日

政府統計オンライン調査総合窓口 (<https://www.e-survey.go.jp>) のQRコードはこちら

## 回答を作成する前に

- 調査対象工事現場は、調査票の中央上部に記載の「調査対象工事現場の労働保険番号」を付与された工事現場のみです。
- 労働災害の内容については、労働基準監督署に提出している「療養補償給付請求書」や「労働者死傷病報告」の控えなどでも確認することができます。できるだけこれらの資料をご確認の上でご回答をお願いします。
- 労働災害が発生していない場合もご回答をお願いします。その場合、「問4. 労働災害の発生状況」は各項目の合計欄に「0（ゼロ）」と記入してください。

## オンライン回答について

- 本紙中面および同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご参照のうえご回答ください。
- 休業や廃業などにより実労働日数及び実労働時間数が「0（ゼロ）」となる場合はオンライン回答をご利用いただくことができます。同封の調査票（紙）によりご回答ください。
- オンライン回答によりご回答いただく場合は、同封の調査票（紙）の返送は不要です。

## 調査票（紙）の郵送による回答について

- 調査票へのご記入は、黒のボールペンまたは黒インクをご使用ください。鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。
- 記入した数値などを訂正する場合は、黒の二重線で消した上で、その近くに正しい数値などを黒字で記入してください。訂正印は必要ありません。数字は算用数字を使用し、単位や位（くらい）にズレや間違いがないよう記入してください。
- 調査票へのご記入後は、記載内容および記入漏れの有無をご確認のうえ、同封の返信用封筒によりご返送ください。

## こちらに記載された労働保険番号の工事現場が調査対象です。

### 問1. 工事の請負金額(税抜き)

請負金額は、労災保険の概算保険料の計算に使用するものとしてください。

### 問2. 調査期間中の工事日数

【工事期間】には、工事が

- 令和6年12月以前から行われている場合  
⇒「1月1日」から
- 令和8年1月以降も引き続き行われる場合  
⇒「12月31日」まで、と記入してください。

※ 給与計算等との都合上、「調査対象期間」を調査期間直前の最終給与締切日の翌日から、当該調査期間の最終給与締切日までの1年間としていただいても差し支えありません。

《補足》

令和6年12月以前に工事が完了した場合は、調査票の余白部分に、「令和6年〇月 工事完了」と工事完了年月を記入してください。  
なお、オンライン回答の場合は備考欄に記入してください。

### 【工事日数】には、

調査期間中に実際に工事を行った日数を記入してください(休工日、休日といった、工事を行わなかった日は除きます。)。

※ 工事の中止、準備中等で、工事を行わず書類作成等の事務処理のみ行った場合は、工事日数には含めないでください。

※ 労働保険番号と工事現場は、保険関係成立届等でご確認ください。管轄の労働基準監督署が不明の場合は、調査事務局までお問い合わせください。  
※ 同一事業所に複数枚調査依頼をさせていただくことがございますが、労働保険番号が重複することはございません。  
※ 該当の労働保険番号について取り消し等行っている場合は、その旨を調査票の余白に記入していただき、返送いただきますようお願いします。

**余白**

**担当者名は、忘れずに記入してください。**  
回答内容について確認のお電話をさせていただく場合があります。  
この調査票に回答された担当者の方を記入してください。

**労働災害動向調査**  
総合工事業調査票 令和7(2025)年

調査票の記入に当たっては、別添の「調査票記入要領」をご参照ください。

**調査対象工事現場の労働保険番号**

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号

1. 上記労働保険番号に該当する工事現場について、回答してください。  
2. 問3、4については、上記労働保険番号に該当する工事現場に入場した協力業者等の労働者を含めて、回答してください。

**工事現場の名稱**  
**主な工事の内容**

ご記入担当者	所属部課名

**問1. 工事の請負金額(税抜き)**  
(該当する番号を〇で囲んでください。)

10億円以上	5億円以上 10億円未満	5億円未満
1	2	3

**問2. 令和7年中に施工した工事日数**  
工事日数は、実際に工事を行った日数(休工日を除いた日数)を記入してください。労働者各人の労働日数と労働時間数について、全労働者分を足し上げて記入してください。

調査期間中の工事期間	令和7年 月 日から(※) 令和7年 月 日まで
工事日数	

**問3. 令和7年中の全労働者の延べ実労働日数及び延べ実労働時間数**

全労働者の延べ実労働日数	日
全労働者の延べ実労働時間数	時間

**問4. 労働災害の発生状況**

(1) 労働災害による労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数

労働不能程度	①死 亡	②永久全労働不能(1~3級)	③永久一部労働不能(4~14級)	④休業1日未満(3に記入) (休業日数は、所定休日も含めた暦日数を記入)	⑤休業4~7日	⑥休業1~3日	⑦合 計
死傷者数	人	人	人	人	人	人	人
延べ休業日数	8	9	10	11	12	13	14

(2) 永久一部労働不能(上記③)の身体障害等級別負傷者数

身体障害等級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	12級	13級	14級	合計
身体障害等級 負傷者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	

(3) 不休災害被災労働者数(休業1日未満)

不休災害被災労働者数	人
うち永久一部労働不能負傷者数	人

ご協力ありがとうございました。ご記入いただきました調査票は、令和8年1月20日までに同封の封筒にてご返送ください。

### 問4. 労働災害の発生状況

調査期間(令和7年1月～12月)に発生した労働災害による死傷者的人数および延べ休業日数を記入してください。

《ご回答に当たっての留意事項》

- 令和6年12月以前に発生した労働災害が原因で、令和7年に継続して労働不能であった方や休業した方は、本調査の対象外です。
- 調査期間中に同じ労働者が2回被災した場合、死傷者数は1人ではなく、2人と計上してください。
- 労働不能程度の区分や、休業日数が12月末日までに確定しない場合には、令和8年1月14日時点を確定したものと記入してください。  
なお、1月14日時点でも確定しない場合は、医師等の所見を参考として、見込みで記入してください。
- 貴事業所において労働災害が発生しなかった場合にも、調査票の記入をお願いします。その際は、「問4.労働災害の発生状況」の各項目の合計欄に、「0(ゼロ)」を記入してください。

#### (1) 労働不能程度別死傷者数及び延べ休業日数

労働不能程度<sup>1</sup>別に、①～③に「死傷者数」、④～⑥に「負傷者数」と「延べ休業日数」、⑦に各行の合計を記入してください。

※ 身体障害等級<sup>2</sup>に該当する障害を残す災害(②③)は、休業しなかった方も含みます。

※「延べ休業日数」は1日以上休業した方で①～③に該当しない方について、所定休日を含めた暦日数を記入してください。  
被災当日及び1日未満の休業は含めないでください。

(⇒ ※1の「労働不能程度」はP.4の【表1】を、※2の「身体障害等級」はP.4の【表2】をご参照ください。)

#### (2) 永久一部労働不能(上記③)の身体障害等級別負傷者数

(1)の「③永久一部労働不能」に該当する負傷者について、身体障害等級<sup>2</sup>別の内訳を記入してください。

※「合計」欄の数は(1)の「③永久一部労働不能」の死傷者数と同数となります。

#### (3) 不休災害被災労働者数(休業1日未満)

業務遂行中、業務に起因して受けた負傷又は疾病によって被災した後に、医療機関(事業所内の診療所を含む)で医師の手当を受けたもので、被災日の翌日以降1日も休業しなかったもの(被災日の翌日以降の休業が1日未満のものを含む)をいいます。

「うち永久一部労働不能負傷者数」には、不休災害被災労働者のうち(1)の「③永久一部労働不能」に計上した数を記入してください。